

町名の一部改正で

新しく平和台が誕生

見晴町は7丁目まで

市では、12月1日から一部地域の町名改正を実施します。

都市計画事業の一環として進められている町名改正は、今回新しく町名・平和台が誕生。また、見晴町2丁目を7丁目までに分割するなど9カ所の地域で編入や分割が行われ、わかりやすく訪ねやすい町名に変わります。

「大字留萌村」「原野3線」を入れること。つてどこ——というように留萌市の町名は複雑でわかりにくいという声を聞きます。市の町の区域や字の区域は昭和24年から10数回にわたり改正してきましたが、まだ、昔ながらの町名を使用しているところがあります。今回は、その様なわかりずらい町名を周辺の町名に繰り

目、明元町6丁目へ。
見晴町3丁目の一部を泉町3丁目へ。
大字留萌村字ブイタウシナイを千鳥町4丁目へ。
それぞれ編入します。
新しく町を区画するのは船場町、留萌字留萌、留萌原野1線、2線、字川上の一部を船場町1丁目と2丁目に見晴町2丁目の一部を見晴町4丁目から7丁目へ。
沖見町6丁目の一部を平和台1丁目と2丁目へ。
それぞれ分割します。

各種の変更手続は

字名の変更にもない、登記簿の変更や免許などの切り

替えなどの手続が必要ですが、それらについては次の様になります。

- ①市役所で取り扱う住民票、外国人登録票、印鑑簿、選挙人名簿などの住民変更は、特別の場合を除くほか市役所で訂正をします。
- ②戸籍の本籍地番の更生は、市役所で行います。
- ③外国人登録で、本人がもっている登録証明書は、後日市役所へおいでになって更正の手続きを受けてください。
- ④その他、市の税務課、福祉事務所などでも、特別の場合を除くほか市役所で公簿の訂正をします。
- ⑤旭川法務局留萌支局が取り扱う土地家屋の台帳登記簿はそれぞれの物件の所在表示欄のみ法務局で訂正します。
- ⑥しかし、所有者の住所欄だけは、本人の申請によって変更することになっておりますので、後日他に変更事項が生じたとき、本人が住所変更の手続きをとっていただくことになりまますので、経費は本人にかかります。
- ⑦この場合、市で発行する「町名地番変更書」を提出すると手数料はかかりません。
- ⑧種々の住所変更届、その他に「町名地番変更証明書」が必要な場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。
- ⑨また、不明な点は同課（内線259）へお問い合わせください。
- ⑩なお、今回の字名改正で住所変更になる方には、後日ハガキでお知らせします。

記の場合にも同様です。ただし、登記申請書を自分で作成し「町名地番変更証明書」を提出すると費用はかかりません。

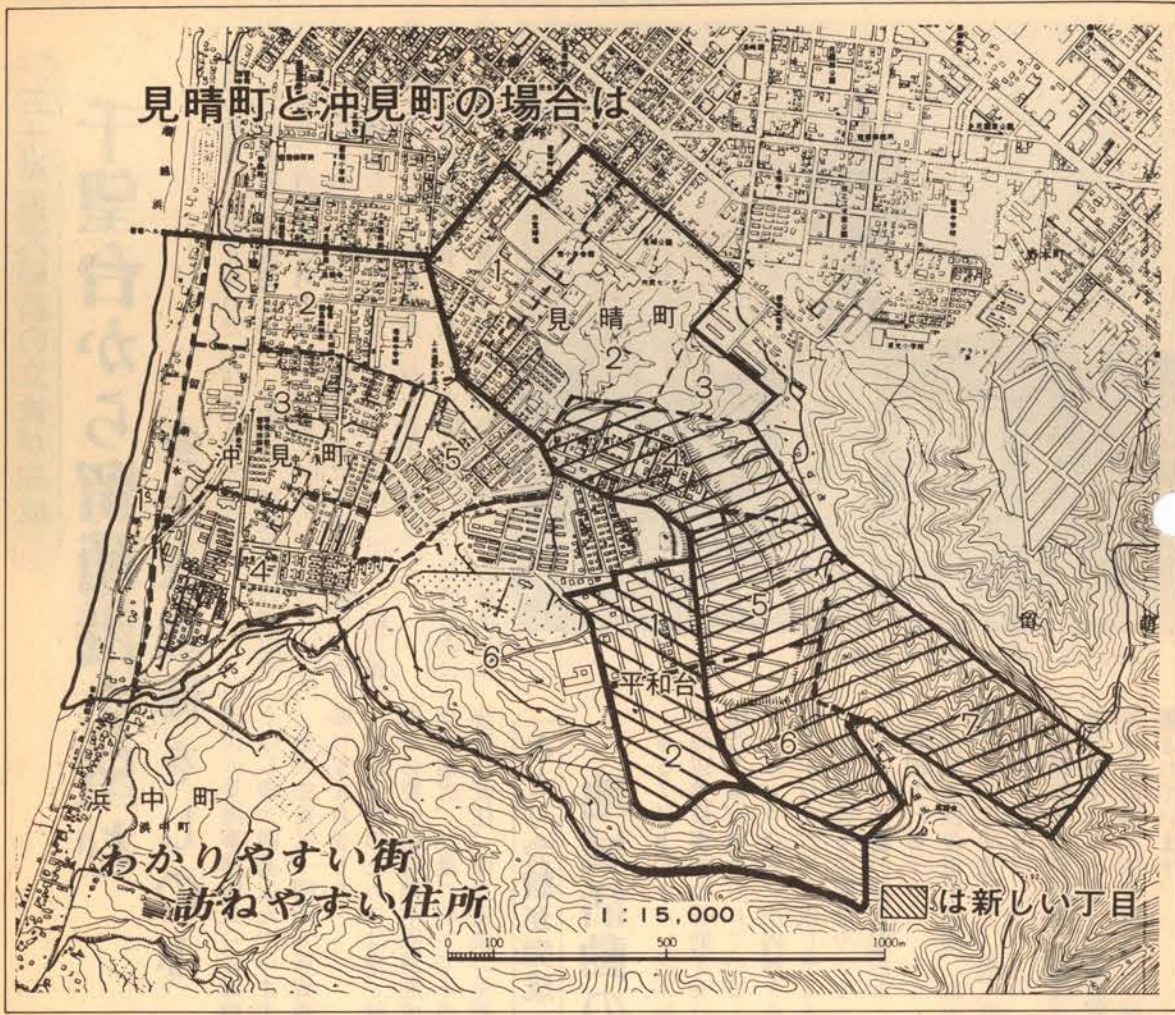
なお、登記申請書用紙は市役所で用意しています。⑥土地家屋の権利書に記載されている所在地の表示は、訂正する必要はありません。そのまま保存しておいてください。

⑦その他、自動車の所有者住所変更、運転免許証の住所変更など、法律で届出の期日手続きが定められているものは、それぞれ本人が所定の手続きをしていただくことになります。

この場合も、市で発行する「町名地番変更書」を提出すると手数料はかかりません。

⑧種々の住所変更届、その他に「町名地番変更証明書」が必要な場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。

また、不明な点は同課（内線259）へお問い合わせください。



第一船入港

古丹浜ふ頭が暫定供用開始

市が将来の貨物取扱量の多様化とあわせて大型化する船舶就航時代に対応するため、52年から造成を進めていた古丹浜ふ頭に、さる10月5日入港第一船を迎えました。本来の計画では、来年供用開始する予定でしたが、他の入港船が多く北岸壁が使用できなかつたため、急ぎ古丹浜ふ頭の使用となり暫定供用開始となったものです。古丹浜ふ頭は52年に着工。これまで国費約53億円を投入し1万5000トンの船が接岸できる水深10メートル、延長185メートルの岸壁を造成しています。今回は、水深8メートル岸壁として暫定供用開始しました。今後は、三泊地区に3万トンの船が接岸できる岸壁を造成する予定です。



▲入港第一船を迎えた古丹浜ふ頭